

令和7年度ガス小売事業者への 立入検査（旧簡易ガス関係）の結果について

1. 立入検査の目的

関東経済産業局ガス事業課では、管内に所在するガス小売事業者に対し、ガス事業法の遵守状況を確認し、ガス事業法の執行の適正化を図ることを目的に、ガス事業法第172条第1項及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第34条第2項の規定に基づき立入検査を実施しています。

2. 立入検査の実施内容

立入検査では以下の事項を確認しています。（適正な取引に関する事項及び保安に関する事項を除く）

- ① 許可、登録及び届出事項の適合状況
- ② 供給約款の遵守状況
- ③ その他ガス事業法の遵守状況

3. 立入検査結果

被検査事業者数（供給地点群数）	3事業者（6地点群）
指摘をした事業者数	1事業者
指摘内容	ガス事業法第14条、15条について適切に実施されていない

（本件に関するお問合せ先）

関東経済産業局資源エネルギー環境部

ガス事業課 小売事業係

電話：048-600-0413（直通）